

今定例会で可決した 意見書(全文)

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に提出しました。

放射線量の安全基準値の早期設定などを求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が発令される事態となった。

事故の収束がまだ見通せない中、放射能の影響を特に受けやすいと言われている子どもたちの健康を危惧する声が数多く寄せられている。

政府は、校庭の放射線量が一定値を超えた学校への汚染土除去費用支援を全国に広げたものの、放射線量の統一的な安全基準は示していない。当区では、学校・保育園など区内752箇所の放射線量測定を開始し、さらに屋外プールや公園の砂場などへも対象を拡大しているが、国の安全基準がないために、住民の不安は解消されていない。

よって、足立区議会は政府に対し、子どもたちが安心して暮らせるよう、下記事項の早期実現を強く求めるものである。

記

- 1 学校・保育施設などにおける放射線量の統一的な安全基準値を早急に策定し、公表すること。
- 2 各自治体が独自に実施する放射線量測定を支援すること。
- 3 安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、それらに要した費用は国及び東京

電力株式会社負担すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立学校施設は、大規模地震や豪雨などの非常災害時には地域住民の防災拠点としての中心的な役割を担っている。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所になるとともに、必要な情報を収集・発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし、多くの公立学校施設では、備蓄倉庫などの防災機能が十分に整備されていない。そのため、避難所の運営や被災者の避難生活に支障をきたすなどの問題も浮き彫りになった。

政府は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策などの推進を図っているものの、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、足立区議会は政府に対し、大規模地震などの災害が発生した際、公立学校施設において地域住民の「安全で安心な避難生活」が確保できるよう、下記事項の早期実施を強く求めるものである。

記

- 1 東日本大震災で明らかに

なった公立学校施設の防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

2 避難場所として必要な防災機能の基準を作成するとともに、先進的な取り組み事例を収集し、あわせて地方公共団体に對し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。

3 防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。

4 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度について、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を強化するとともに集約し、窓口を一元化すること。

5 全公立学校施設の耐震化を早急に完了させるため、財政支援策をより一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣あて)

7月8日議決

表彰

全国市議会議長会より、足立区議会議員1名及び前足立区議会議員1名が特別表彰(在職20年以上)されました。

議会を傍聴してみませんか

区議会では、区民のみならずの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会はどなたでも傍聴できます。

傍聴の申込みは

本会議や委員会の傍聴を希望される方は、「傍聴券」が必要です。

本会議・委員会の開会予定時刻の1時間前から30分前まで、本庁舎中央館6階の区議会事務局にて受付し整理券を発行します。(※1)

定員を超えた場合は、30分前に抽選し、当選者に傍聴券を発行します。

定員を超えなかった場合は、開会予定時刻30分前を過ぎた後定員を満了すまで先着順に傍聴券を発行します。(※2)

なお、傍聴券には、住所・氏名の記入が必要です。お帰りの際はご返却いただきます。

日程等は、あだち広報や区議会ホームページ、または電話でご確認ください。

※1 整理券の発行は、傍聴席の定員が決まっているため、それを超える人数が集まる場合の抽選を想定して行っています。

※2 委員会の傍聴券は区議会事務局で、本会議の傍聴券は中央館8階の議場入口で発行します。

問合せ 議事係

☎(3880)5797

7月14日に江戸川区総合文化センターにおいて、メトロセブン促進協議会総会が開催されました。これは、東京都の区部東部地域に環状鉄道を整備することを目指したもので、足立区、葛飾区、江戸川区の3区で平成6年から取り組んでい事業です。この協議会のメンバーは、3区の

メトロセブン促進協議会総会に出席

副議長、交通問題を所管する

努力してまいります。



区長・副区長、区議会議長・

委員会の委員をもって構成されています。

足立区議会においては、交通網・都市基盤整備調査特別委員会に所属する議員がその委員となっております。

足立区議会は今後とも、葛飾区、江戸川区の区議会や関係機関との連携を図りながら、本事業の実現に向けて

みなさんの声を請願・陳情で

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望することができる制度です。足立区議会では、これらを慎重に審査し、結果を提出者に通知します。

請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、左の例を参考にしてお書きください。

なお、請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。

①請願・陳情の趣旨(具体的に)

②請願者・陳情者の住所、氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)、電話番号

③押印(私印、ただし自署の場合)

合は不要)

④紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要)

⑤提出年月日

⑥あて先(足立区議会議長)

問合せ 議事係 ☎(3880)5797

請願書・陳情書の例

〇〇についての請願(陳情)

請願(陳情)の趣旨

理由

請願者(陳情者)

住所

氏名

TEL

紹介議員(陳情には不要)

氏名

年月日

足立区議会議長 ○○○○

※議員の紹介のあるものを「請願」、紹介のないものを「陳情」といいます。足立区議会での取扱は同じです。